

学校いじめ防止基本方針

平成30年7月1日
都城市立石山小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「都城市立石山小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめの防止や早期発見	1
(2)	いじめへの対処	1
(3)	地域・家庭・関係機関との連携	1
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	2
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	2
3	いじめの防止等に関する措置	2
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	2
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	2
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	3
(4)	加害者や傍観者に対する支援	3
(5)	いじめの解消となる二つの要件	3
4	その他の留意事項	4
(1)	校長のリーダーシップによる対応	4
(2)	道徳教育や人権教育の充実	4
(3)	インターネット上のいじめへの方策	4
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	5
(5)	校内の相談窓口の設置	5
(6)	都城市ならではの取組の充実	5
5	重大事態への対処	5
(1)	重大事態の意味や具体例	5
(2)	重大事態への対処	6
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	6
2	ホームページ等での公開	6
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	7
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	8
資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	11
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	12
資料5	いじめに対する措置	13

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止や早期発見

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことを、発達段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養います。

イ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談の窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ります。

(2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちに児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を図ります。

イ 平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図るとともに、組織的な対応を可能とするような体制を整備します。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

ア 学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進します。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めます。

ウ 学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携を図ります。そのために、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制の構築に努めます。

第2 学校おけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「さくら委員会(いじめ不登校対策委員会)」を設置します。この会は、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

ア 構成員

- 全職員

イ 活動内容

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
- 「いじめ」の事例について報告・分析・対策の決定
- 「学校生活に関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- 「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定

2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

ア 学校行事や諸活動におけ異学年交流の実施

イ 年間指導計画に基づいた人権教育に係る話し合い活動の実施

ウ 縦割り清掃活動の実施

エ ボランティア活動の推進

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

ア いじめ悩み調査(毎月実施)や教育相談週間(5・7・9・11・2月)の設定により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめの実態把握に取り組みます。

イ 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努めます。また、児童から教職員等へいじめの情報を発信することは多大な勇気を有するものであることを理解し、相談に対しては迅速かつ適切に対応することを徹底します。

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりする等、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではいかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

イ 日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないよう情報収集に努めます。【資料3・4参照】

ウ いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告するとともに組織的に対応し、被害児童を守り通します。【資料5参照】

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努めます。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

ア いじめた児童への支援

「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要に応じて適切に懲戒を行う。

イ いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長のための今後の指導と保護者の協力の必要性を伝える。
- 保護者が気付いたことがあれば報告していただく。

ウ いじめられた児童・いじめた児童の保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要な場合は、中立・公平性を大切にします。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応する。
- 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

エ いじめが起きた集団への支援

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメ」と言えるような児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害

の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行します。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ある得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行います。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図ります。特に道徳科において、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えることができるような指導を目指します。

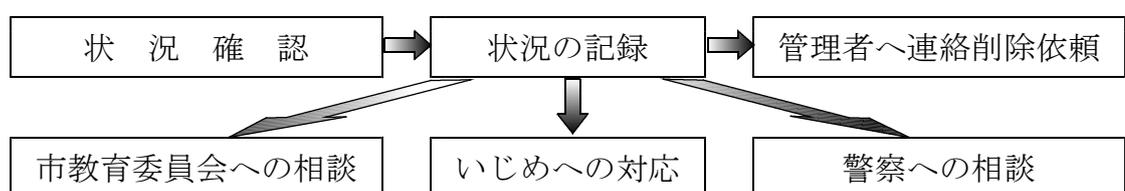
(3) インターネット上のいじめへの方策

ア インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内のルールの作成等)
- 各教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 発達段階に応じて、情報モラルに関する指導を行います。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

イ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報により、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

いじめ不登校対策委員会等を効果的に運営したり、心理、福祉等に関する研修を行い教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を行ったりするために、市教育委員会に相談の上で、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等の専門家を積極的に活用します。

(5) 校内の相談窓口の設置

児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができるように校内に相談窓口を設けます。

(6) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発に努めます。

5 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
- 2 学校設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味や具体例

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定されます。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、速やかに報告・調査に当たります。

(2) 重大事態への対処

- いじめ事案が(1)のような状況にある場合には、重大事態として校長が直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。
- 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは改善します。

また、現状や課題に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

2 ホームページ等での公開

この基本方針については、ホームページに公開し、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるようにします。